

[illegible]

- 税務署の閉庁日（土・日曜・祝日などの休日）は、通常、相談及び受付は行っておりませんが、申告書は、e-Tax による送信、郵便若しくは信書便による送付又は税務署の時間外収受箱への投函により、提出することができます。

$$\left(\begin{array}{l} \text{令和8年中に} \\ \text{支払った} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされる} \end{array} \right) \times \left\{ 10 \text{万円} \left(\begin{array}{l} \text{所得の合計額が200万円} \\ \text{までの方は所得の合計額} \\ \text{の5\%} \end{array} \right) \right\} = \begin{array}{l} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

なお、確定申告を行う方は、ふるさと納税ワンストップ特例の申請が無効となるため、ワンストップ特例の申請をした分も含めて寄附金控除額を計算する必要があります。

